

## 工事等の入札・契約事務取扱要領

(趣旨)

第1条 明石市が行う工事等の入札・契約事務の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び明石市契約規則(平成5年規則第10号。以下「規則」という。)の規定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(再度入札の取扱い)

第2条 初度の入札において落札者がないときは、当該入札において有効な入札を行った入札参加者(入札価格が最低制限価格を下回ったことにより失格となった者を除く。)により、引き続き再度入札(2回目の入札)を実施し、再度入札においても落札者がないときは、当該入札行為を打ち切るものとする。

2 入札執行者は、前項の規定にかかわらず、初度の入札において予定価格と入札価格との間に著しい差があり、同一の入札参加者により再度入札を執行することが不適切であると判断したときは、直ちに当該入札行為を打ち切ることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表した入札又は価格以外の要素を加味して落札者を決める入札にあっては、初度の入札において落札者がないときは、再度入札は行わず、当該入札行為を打ち切るものとする。

(再度入札において落札者がない場合の措置)

第3条 再度入札において落札者がないときは、原則として指名替え又は設計内容の変更を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格と再度入札の価格との差を勘案し、当該工事等の施工可能業者数、工期等から指名替え又は設計内容の変更等を行うことが著しく困難なときは、直ちに再度入札において有効な入札を行った入札参加者の中から希望者を募り、随意契約を行うことができる。

(低入札基準価格及び最低制限価格の設定方法)

第4条 規則第8条第1項の規定による低入札基準価格又は第2項の規定による最低制限価格を設ける場合は、次の各号に掲げる方法により、工事の内容等を勘案し、入札ごとに適正に定めるものとする。

(1)別表1の積算の種別欄に掲げる工事の区分に応じ、低入札基準価格を設ける場合において、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額(1円未満の端数は切り上げ)消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。ただし、その合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合

にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の8.5を乗じて得た額により定めるものとする。

- (2) 前号の規定にかかわらず、低入札基準価格を設ける場合であつて、特別なものについては、予定価格の10分の8.5から10分の9.2の範囲内で、予定価格設定権者が定める割合を予定価格に乗じて得た額により定めるものとする。
- (3) 製造請負及び工事に関連しない業務委託に係る変動型最低制限価格を設ける場合において、入札参加要件を満たす入札参加者が5者以上あつたときは、当該入札参加者のうち最低価格入札者から5番目に低い価格での入札者までの5者の入札価格の平均(1円未満の端数は切り捨て)に10分の8.5を乗じて得た額により定めるものとする。
- (4) 工事に直接関連する業務委託に係る固定型最低制限価格を設ける場合において、別表2の積算の種別欄に掲げる区分に応じた合計額(1円未満の端数は切り上げ)に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。ただし、その合計額が、予定価格に10分の9.0を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.0を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.0を乗じて得た額により定めるものとする。
- (5) 前号の規定にかかわらず、固定型最低制限価格を設ける場合であつて、特別なものについては、予定価格の10分の7.0から10分の9.0の範囲内で、予定価格設定権者が定める割合を予定価格に乗じて得た額により定めるものとする。

2 前項の規定により低入札基準価格、変動型最低制限価格又は固定型最低制限価格を設ける場合は、入札の公告又は指名通知書にその旨を記載し、入札参加者に対して周知するものとする。

(先行工事施工業者の指名取扱い)

第5条 先行して発注した工事と同一区域内又は施工箇所が1キロメートル以内であり、かつ、工期が重複又は継続する新たな工事を指名競争入札により発注する場合は、原則として、当該先行工事の契約の相手方を指名から除外するものとする。

(参考見積りの徴収方法)

第6条 入札に参加することが予測される相手方に対し、事前に工事等の設計に資するための参考見積りを徴しようとするときは、当該参考見積りを徴する相手方に対し、入札と関係のない旨を明示したうえで依頼しなければならない。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月11日から施行する。

(経過措置)

この要領は、この要領の施行日以後に公告又は指名通知を行う入札案件に適用し、同日前に公告又は指名通知を行った入札案件については、なお従前の例による。